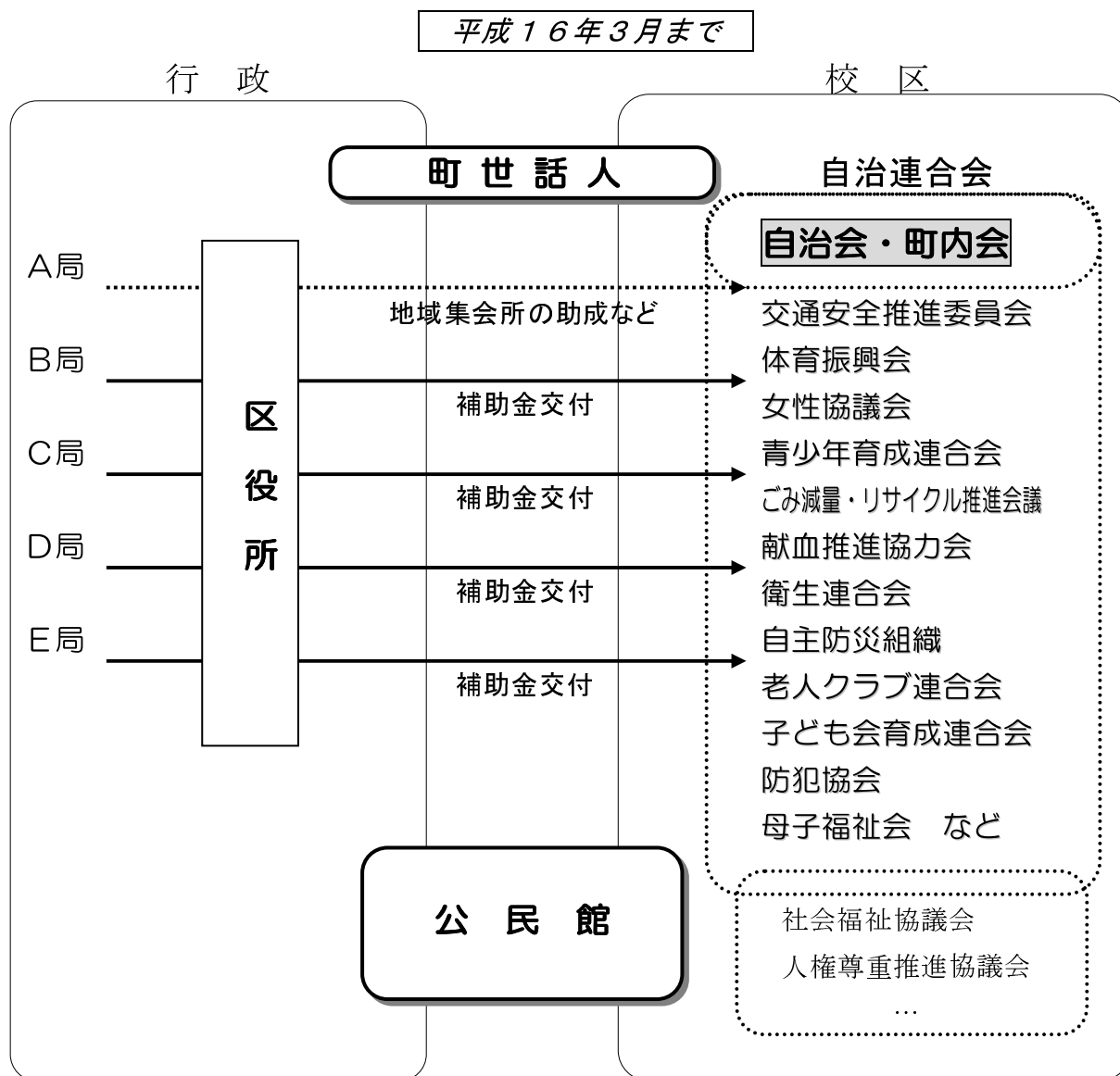


コミュニティの自律経営に向けて

1. これから、こう変わる
2. 自治協議会とは
3. コミュニティ活動の活性化に向けて
4. コミュニティの将来像

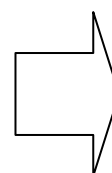
平成17年4月
福岡市

1. これから,

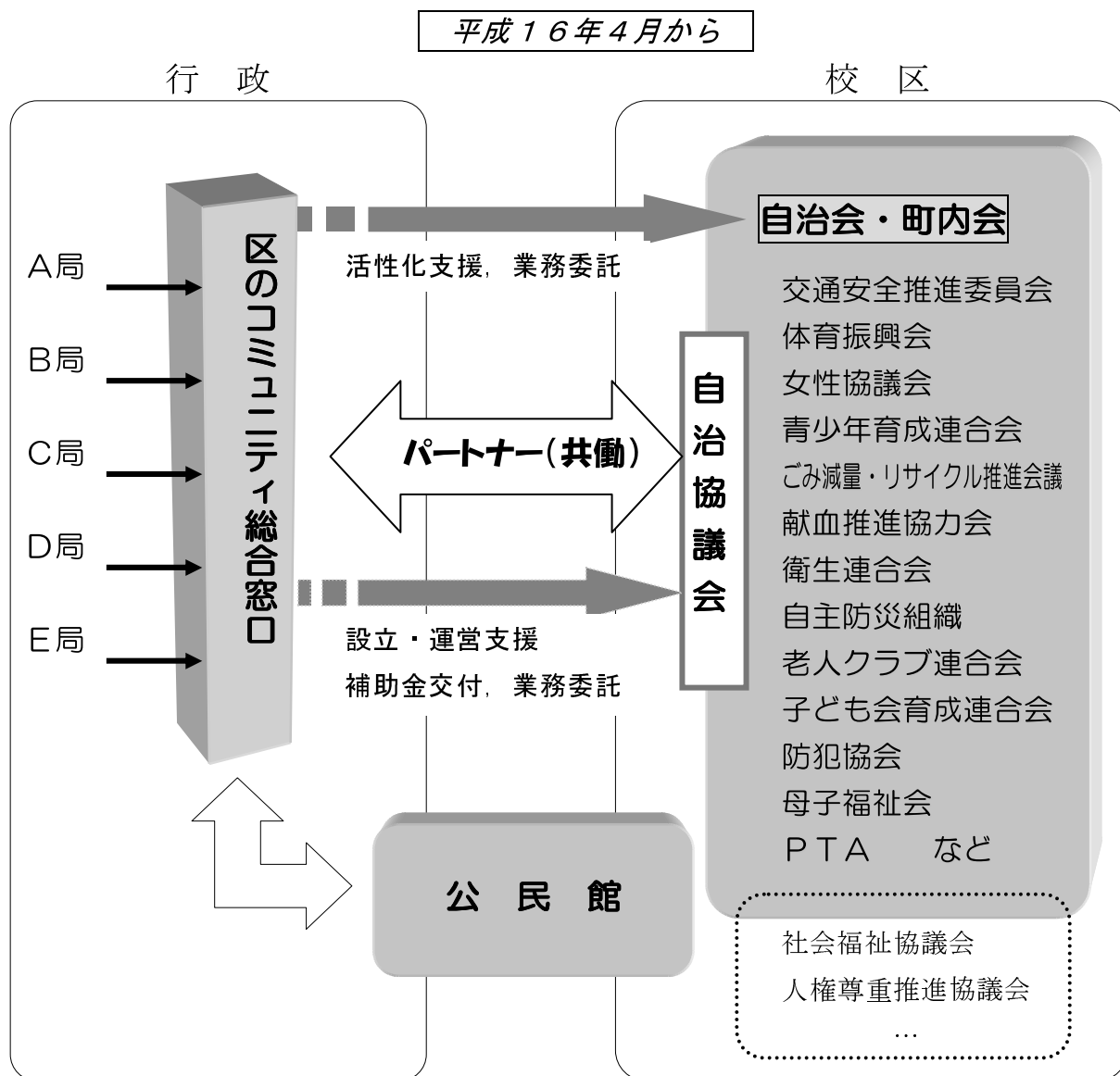


<課題>

- 少子・高齢化が進む中、福祉、子育て支援への対応や、環境への取り組み、また、防犯・防災のまちづくりなど、行政と地域との共働によるまちづくりの推進が必要になってきました。
- しかし、市の窓口が「縦割り」であるため、校区での団体も「縦割り」になっています。このため、地域に対しても、局毎の「縦割り」の対応となり、市として統一されていないと同時に、各団体間が十分な連携・調整をなされない校区も見受けられます。



こう変わる



<解決に向けて>

- 市は、住みよいまちづくりという共通の目標を持つ自治会・町内会などの自治組織をパートナーとして連携を図り、共働してまちづくりを進めていきます。
- コミュニティ支援体制を強化するため、平成16年4月、区役所に地域と向き合う窓口である地域支援部を創設するとともに、校区担当職員を配置しました。また、公民館をコミュニティづくりの「核」となる施設として位置づけ、区役所と一体となって支援を行います。
- 校区の事柄を協議する「自治協議会」を創っていただき、ここに、補助金を一本化してお渡しするとともに、業務を委託し、校区の実情に合わせた独自の取り組みを進めていただけるようにします。
- 校区のコミュニティづくりを支える自治会・町内会活動を支援します。

2. 自治協議会とは

住みよいまちづくりは、地域と行政の共通の目標であり、願いです。

今日、福祉、子育て、防犯・防災、環境など、地域でのさまざまな事柄に対して、そこに暮らす住民が関心を持ち、その解決に向け、行政とともに主体的に取り組んでいくことが、これまで以上に大切になってきました。

市は、コミュニティづくりの基本的な範囲である「小学校区」に、住民自身が生き生きしたコミュニティを創っていくための組織として「自治協議会」の設立を提案しました。

1. 「自治協議会」とは

できるだけ多くの住民の参加の下に、校区でのさまざまな事柄を協議し、活動を行い、校区を運営していく組織、これが自治協議会です。

地域がこれからもっと自治の力を高め、最終的には、住民自身が地域を経営していく、このことを市は「コミュニティの自律経営」と呼んでいます。将来的には、自治協議会が校区の「自律経営」を担っていくことが望まれます。

2. 自治協議会に求められること

自治協議会は、民主的で、また、住民の誰にも開かれた運営がなされる必要があります。そこで、次の6つを求めています。

- (1) 幅広い年齢層の住民や各種団体の参加による組織構成
- (2) 役員の民主的な選出
- (3) 協議による意思決定
- (4) 自主財源の確保
- (5) 事業計画・予算作成および執行の透明性
- (6) 会計処理の透明性

3. 自治協議会の構成団体

以下の団体のほか、できるだけ多くの住民の意見が反映されるよう、さまざまな団体の参加をお願いします。

- (1) 校区で組織されている全自治会・町内会のおおむね8割の団体
- (2) 以下の8団体すべての参加
 - ① 校区交通安全推進委員会
 - ② 校区体育振興会
 - ③ 校区女性協議会
 - ④ 校区青少年育成連合会
 - ⑤ 校区ごみ減量・リサイクル推進会議

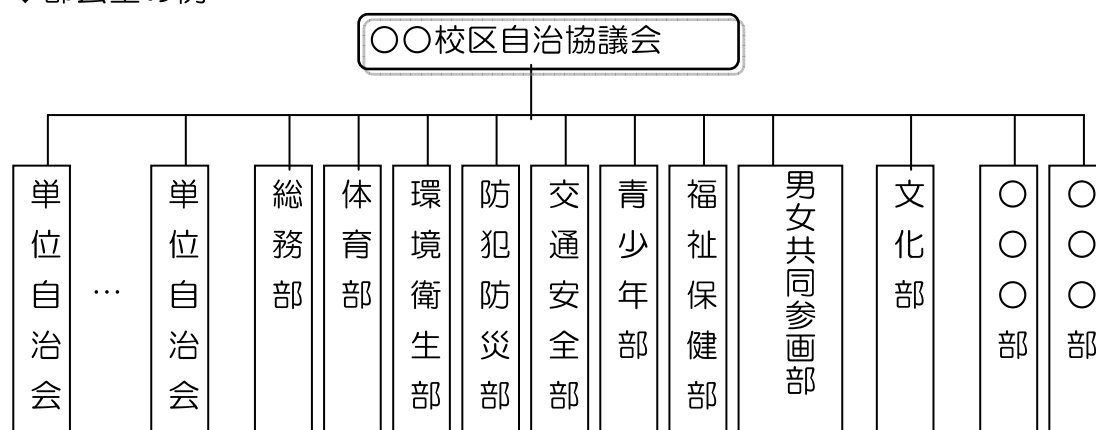
- ⑥ 校区献血推進協力会
- ⑦ 校区衛生連合会
- ⑧ 校区自主防災組織

※ 自治協議会に参加いただけない団体が、現在組織されている各種団体のうち2団体までであれば、平成16年度から4年間の経過措置として、自治協議会として設立していただけることとします。なお、この場合、自治協議会に参加しない団体へは、現行の補助金を交付するとともに、自治協議会への補助金は、この額を差し引いた額が、上限額（7. 補助の上限額）となります。不参加団体も参加していただけるよう、ぜひとも十分な協議をお願いします。

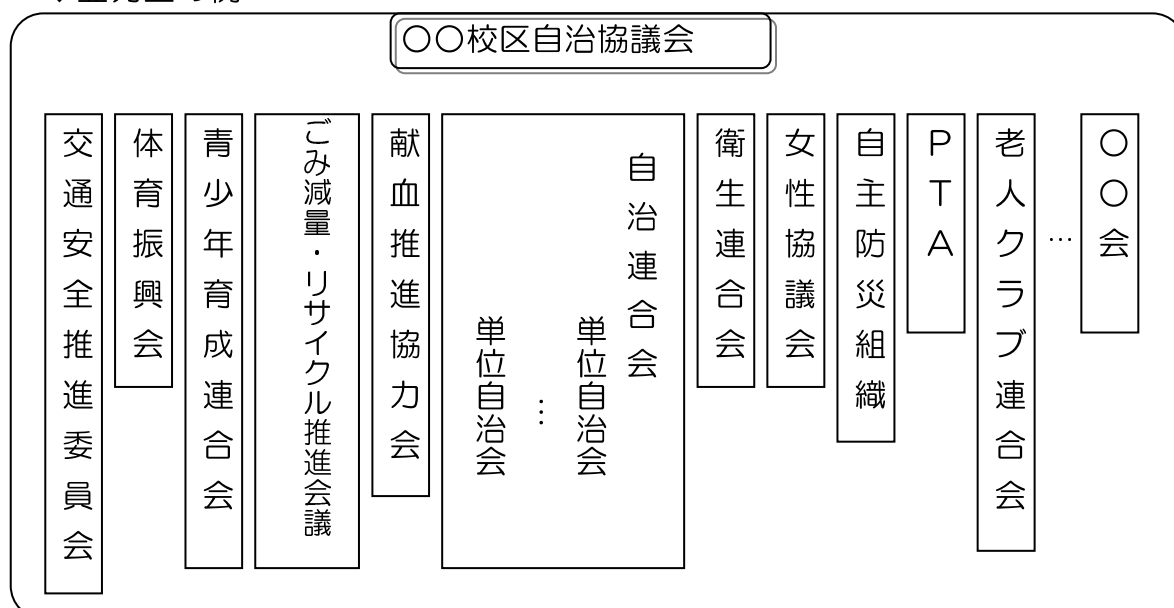
4. 自治協議会の構成例

校区の実情に応じて、いろいろな構成の仕方があると思いますが、例として「部会型」と「並列型」の2つを挙げます。

◆部会型の例



◆並列型の例



5. 自治協議会への補助金＝「活力あるまちづくり支援事業」

市は、自治協議会が校区の実情や必要に応じた事業を組み立てられるよう、校区の団体毎に交付している以下の9つの補助金を一つにまとめ、現行（平成15年度）の補助額にかかわらず必要な事業費を組んでいただけるようにするとともに、これら以外の分野での公益的な活動にもお使いいただけるようにしました。

自治協議会で事業の計画を立てて、**6. 補助の対象**に掲げる公益的な事業や事務に必要な経費を申請していただきます。

活力あるまちづくり支援事業

<一つにまとめた補助金>

*（ ）内は、平成15年度の補助額で、単位は万円

- ① 校区交通安全推進委員会補助金（17）
- ② 校区体育振興会補助金（17）
- ③ 校区女性団体組織化補助金（10）
- ④ 校区青少年健全育成連合会補助金（17）
- ⑤ ごみ減量・リサイクル推進会議補助金（10）
- ⑥ 校区献血推進協力会補助金（8）
- ⑦ 校区保健活動助成金（5.5）
- ⑧ 校区動物適正飼養啓発助成金（1.2）
- ⑨ 校区・町内清掃事業市民活動補助金（12.26）

合計 97万9千6百円

+

<新たな支援費>

*夏祭りやフェスティバルなどの既存の事業のほか、新たな事業にもお使いいただけます。

+

<会計処理などのための事務経費>

||

補助の上限額：200万円 ～ 300万円

6. 補助の対象

（1）事業費

◆必須事業

新たに交付する補助金の使い道は、自治協議会にお任せしますが、9つの補助金を一つにまとめたことにともない、以下については、引き続き、実施していただきますようお願いします。

なお、今回、補助金を一本化した目的は、校区でのさまざまな事柄に柔軟に対応していただくことにあります。必須事業の具体的な内容、事業費などについては、校区の実情に応じて、自治協議会で十分ご協議いただきますようお願いいたします。

- ① 交通安全に関する事業
- ② スポーツ・レクリエーションに関する事業
- ③ 男女共同参画の推進に関する事業
- ④ 地域で子どもを育む意識の醸成、健全育成や非行防止に関する事業
- ⑤ ごみ減量・リサイクルの推進に関する事業
- ⑥ 集団献血に関する事業
- ⑦ 健康づくり活動に関する事業
- ⑧ 環境美化に関する事業
- ⑨ 防災に関する事業

◆校区で自主的に取り組む活動

必須事業の9つ以外の分野、例えば「文化財保存など文化活動に力を入れたい」「住民交流のための集いを企画したい」など、営利・宗教・政治に関わる事業でなく、公益的な事業であれば、その経費を申請することができます。

(2) 事務経費

予算、決算、経理などの会計事務が発生しますが、必要であれば、事務員などの事務経費を申請することができます。

7. 補助の上限額

補助金の額については、校区の人口規模に応じて、下表のとおり、4つのランクを設けています。なお「事務経費」にも上限額を設けています。

小学校区人口	2,000 人以下	2,001 人 ～5,000 人	5,001 人 ～10,000 人	10,001 人以上
補助上限額	200万円	240万円	270万円	300万円
うち事務経費上限額	60万円	72万円	81万円	90万円

3. コミュニティ活動の活性化に向けて

1. 区役所と公民館のコミュニティ支援体制を強化

(1) 地域支援部を創設し、校区担当職員を配置

平成16年4月、地域と向き合い、地域を支援する窓口となる「地域支

援部」を創設するとともに、校区担当職員を配置しました。みなさんとともに汗をかいていきます。

(2) 公民館

公民館をコミュニティづくりの「核」となる施設として位置づけ、公民館を区役所の所管としました。

2. コミュニティ活動の活性化に向けたおもな支援策

(1) やる気応援事業

地域課題の解決や地域の活性化につながる活動を対象に事業費を助成し、まちづくり活動の「小さな芽」「新たなチャレンジ」を応援します。

「はじめの一步事業」…限度額10万円

「やる気事業」…事業費の3/4以内、限度額50万円

(2) 市民活動保険制度

安心して活動に参加できるよう万一の事故に備えた保険制度を創設しました。

(3) 地域集会施設建設助成の充実

新築・購入(充実)	修繕(充実)	増築・改築(新設)	借り上げ(新設)
800万円	100万円	200万円	50万円

※いずれも対象経費の1/2を助成。表中の額は補助限度額

(4) 地域活動アドバイザー派遣制度

コミュニティ活動について助言・指導を行う専門家を派遣します。

(5) 自治会活動ハンドブックの配布

(6) 防犯灯の助成

安全・安心のまちづくりに向け、自治会・町内会などが設置する防犯灯の工事費（新設、建替え等）助成および電気料の助成を充実させました。

(7) 地域と連携した業務の推進

市政だよりなどの広報物の配布、回覧等のコミュニティ業務を支援します。

4. コミュニティの将来像

☆ コミュニティでのさまざまな事柄を、校区住民の発意と責任で解決できる校区のコミュニティ組織＝自治協議会があります。

☆ 自治協議会は、校区住民の意見を汲み取り、コミュニティで行う事業やコミュニティの独自のルールづくりを決定・実施できる権限と財源を持っています。

☆ コミュニティの運営が住民に公開され、透明性が確保されています。

☆ コミュニティの課題が自治協議会を通じてコミュニティ全体に投げかけられ、全体の動きとして課題の解決が行われる仕組みになっています。

☆ 自分たちの努力次第で、コミュニティが良くも悪くもなるという参加の実感が得られています。